

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成26年12月26日京都市条例第36号）（保健福祉局生活福祉部保険年金課）

本市の国民健康保険事業について、次のとおり出産育児一時金の支給額を改定することとしました。

改 正 前	改 正 後
390,000円	404,000円

なお、出産育児一時金の支給額の改定は、平成27年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用することとしました。

この条例は、平成27年1月1日から施行することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年12月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第36号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「390,000円」を「404,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、平成27年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)